

令和5年度 三重地方最低賃金審議会
第1回特定（産業別）最低賃金（合同）専門部会

- 1 開催日時 令和5年9月14日（木） 14時00分～14時40分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表

恒岡 純子 西川 昇吾 三好 正人 安井 広伸

労働者代表

浅野 啓介 石田 司郎 鵜飼 力 東 剛寛 前田 良彦
森本 和秀 山本 晃久

使用者代表

大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 松山 佳史
真弓 晋一 山本 正仁

4 議題

- (1) 最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について
(2) 専門部会運営規程（案）について
(3) 今後の審議の進め方について

5 開 会

(指導官)

賃金指導官の武村と申します。よろしくお願いたします。

定刻になりましたので、只今から令和5年度三重地方最低賃金審議会第1回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会を合同部会形式により開催させていただきます。

本日は、3業種に係る合同の専門部会でございます。

なお、以後、部会名等におきましては、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」等、略称で呼ばせていただきたいと思います。

専門部会委員の就任の辞令につきましては、本来なら、お一人おひとりにお礼を申し上げ、お渡しさせていただくところでございますが、机上配布とさせていただきます。

本日欠席のご連絡を頂戴しております委員の方は、公益代表の前田委員、労働者代

表の小畑委員、片山委員、使用者代表の廣澤委員、倉光委員となっております。

先ず、最低賃金審議会令第6条第6項の規程にあります定足数でございますが、各専門部会とも、定足数を満たし、有効に成立していることをご報告させていただきます。

開会にあたりまして、労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

(部長)

労働基準部長の片野でございます。本日、委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

本年度の地域別最低賃金については、8月7日の三重地方最低賃金審議会において、時間額973円とする答申をいただき、その後、9月1日に官報公示があり、10月1日からの発効予定となっております。

これからは、特定(産業別)最低賃金改定の審議に入っております。三重県下では7業種あるところ、本年度の特定の改正としては、5業種について申出があり、先に改正の必要性について調査審議をしていただいて、審議会の中で3業種について、「改正の必要性あり」との答申をいただいたところです。これに基づいて、この度、金額改定の審議をお願いすることとなりました。

最低賃金の改正の決定については、公・労・使各3名ずつの委員で構成する専門部会を設置することとなっております。各業界の実情をよく熟知されている方を労使それぞれの団体から推薦をいただいた結果、総合的に判断しまして、本日お集まりの皆様方に部会委員を任命させていただいた次第でございます。

特定(産業別)最低賃金は、地域別最低賃金より金額水準が高い最低賃金を関係労使において必要と認めたものについて設定しているものでございます。これらの事情を踏まえて、これから約1か月の間で集中的なご審議をいただくことになるかと存じますが、労使の積極的な指導をいただいて、全会一致での答申を頂ければと願っております。この旨お願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

6 各専門部会部会長及び部会長代理の選出

(室長)

最低賃金法第25条第4項では、専門部会には、「部会長及び部会長代理を置き、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員の内から委員が選挙する。」と規定されております。

先般、本審の公益委員等で各専門部会の部会長及び部会長代理について、ご協議い

ただいておりますので、その結果をご報告申し上げます。

- ① 電線・ケーブル製造業は、
部会長に西川委員、部会長代理に三好委員
- ② 電気機械器具製造業は、
部会長に三好委員、部会長代理に前田委員
- ③ 輸送用機械器具製造業は、
部会長に前田委員、部会長代理に西川委員

と、このように決めていただきましたので、よろしく願い申し上げます。
拍手をもちましてご承認をお願いしたいと思います。

— 拍 手 —

7 議長の選出

(室 長)

ありがとうございました。

続きまして、本日の会議の議長の選出についてでございます。

各専門部会の会議につきましては、部会長が運営するということになっております。

本日は合同部会でございますので、議長は、本審の会長でもございます安井委員に
お願いいたしたいと思っております。

拍手をもってご承認いただきますようお願いいたします。

— 拍 手 —

(室 長)

ありがとうございました。

それでは、安井議長、これよりの会議の運営をよろしくお願いいたします。

8 議 事

(1) 最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について

(議 長)

只今、ご指名をいただきました三重地方最低賃金審議会の会長を務めさせていただ
いております安井でございます。

本日はご多用の中、令和5年度第1回特定（産業別）最低賃金合同形式による専門
部会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

先程部長からもご挨拶にありましたように、三重県の最低賃金につきましては8月
7日に慎重な審議を行った結果、全会一致とは至りませんでした。賛成多数をもつ
て、昨年より40円アップの973円にて結審をいたしました。

この後、これを参考にしながら、特定（産業別）最低賃金の審議に移っていただく

こととなります。

皆様にはご多用のところ日程を取っていただいて、慎重な審議をよろしく願いたします。

それでは、只今より合同部会形式による審議会を始めさせていただきます。

特定（産業別）最低賃金は、7業種ございしますが、最低賃金審議会におきまして、申出のありました5業種のうち

- ・電線・ケーブル製造業
- ・電気機械器具製造業
- ・輸送用機械器具製造業

この3業種につきまして「改正の必要性有り」の答申を行いましたところ、改めて、局長から金額改定の諮問を受けました。これから、3業種それぞれの専門部会で金額改定の調査審議を進めていただくこととなります。

お忙しい中、また、時間も制約されている中ではございますけれども、労使それぞれのお立場があるのは重々承知しております。その中で、歩み寄りの精神も持っていただきまして、慎重なご審議をしていただき、最終的にできましたら労使一致の金額が決まれば一番良いかと思っております。よろしく願いたいと思います。

それでは、お手元にあります事項書にそって議事を進めさせていただきます。

先ず、議事(1)の「最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について」事務局から説明をお願いします。

(指導官)

はい、それでは私の方から、最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について、ご説明させていただきます。

お手元のファイルの資料6をご覧ください。特定最低賃金の改定に関する申出書の写しが資料6になります。5業種から申出書の提出があり、7月6日の第2回本審におきまして、局長から最低賃金改正の必要性の有無について諮問をさせていただきました。

資料7の2頁をご覧ください。8月3日開催の小委員会におきまして、最低賃金改正の必要性の有無についてご審議いただいた結果、3業種について、「改正の必要性有り」とする小委員会報告がなされたものです。

次に、8月7日の第4回本審におきまして、この小委員会報告を受け、最低賃金改正の必要性の有無についてご審議いただいた結果、資料7の3頁のとおり「改正の必要性有り」とする答申を頂戴いたしましたので、資料8のとおり最低賃金の改正決定について局長から諮問をさせていただきました。

本日、第1回専門部会を開催させていただいたところですが、今後の審議日程につきましては、後程、それぞれの業種毎に3か所に分かれてお集まりいただき、ご協議いただきたいと思います。

令和元年度より、事業場において賃金締切日が20日の事業場が多く、賃金計算が

煩雑になるとのご意見・ご要望があり、今年度も最低賃金改正の効力発生日を 12 月 21 日として、それを目標に、審議を進めていただきたいと思います。

「答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)」を資料の中に入れさせていただいております。

資料 9 の裏面をご覧ください。

四角く赤線でくくってありますところが発効日を 12 月 21 日(木)とした場合の答申要旨の公示日別最短効力発生予定日になります。

今年度は、10 月 23 日(月)の本審にて答申をいただき、当日公示を行いますと、異議申出締切日が 11 月 7 日(火)となります。特定(産業別)最低賃金については、昨年も異議申出はなく、例年、異議申出がないようですが、もし今年、異議の申出があれば、締切日の翌日(翌営業日)の 11 月 8 日(水)に異議審を行うこととしております。

本審委員の皆様におかれましては、日程の確保をよろしく申し上げます。

各専門部会の具体的な日程は、後程、各部会で調整いただきますようよろしくお願いいたします。

(議 長)

はい、ありがとうございました。

只今の説明につきまして、なにかご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

特にないようでございますので、先程報告がありましたように 10 月 23 日(月)に、本審で答申を行うように考えておりますので、各専門部会におかれましては、それまでに結論を出していただきますようよろしくお願いいたします。

(2) 専門部会運営規程(案)について

(議 長)

それでは、次の「(2)専門部会運営規程(案)について」事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい。それでは、資料 2 をご覧ください。

それぞれの委員が担当していただく産業名を入れた運営規程(案)を、お手元にご用意させていただきました。

この専門部会につきましては、こちらの裏面第 10 条にもありますように、毎年その時限りのもので、異議申出の期間が満了をした時に廃止されます。内容的には昨年と同じ内容となっております。

規定を簡単に説明させていただきますと、

第 4 条は「会議の招集」

第 5 条は「テレビ会議システムを利用する方法」と「委員の会議への欠席の場合の

取り扱い」

第6条は「会議は部会長が議長となって議事を進めていただく」こと

第7条は「会議の公開・非公開について」

第8条は「議事録等に係る取り扱い」について規定

第9条は「審議会会長に報告」

第10条は「専門部会の廃止」

を、規定しています。

主なところは、以上のとおりでございます。

(議長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明の通り運営規程(案)につきまして、昨年と変わったところがないということで昨年から引き続きの委員の皆様にはよくご理解いただいていると思えますけれども、これにつきましてなにかご意見ご質問ございませんでしょうか。特になければ、3業種ありますのでこれを一括して、この(案)のとおり3業種の専門部会運営規程と決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、特にご意見がないようですので、この運営規程は本日から発効ということで、施行期日の欄に令和5年9月14日と書き入れていただき、冒頭の(案)を取って最終決定とさせていただきます。

(3) 今後の審議の進め方について

(議長)

それでは、次の「(3)今後の審議の進め方について」に議事を進めたいと思います。

(指導官)

はい、先ず、配布資料の説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。資料4ですが昨年と一昨年の審議経過等一覧です。

日期的にはご覧いただいたとおりで、昨年の結審状況は、電線・ケーブル製造業は(使用者側反対)、電気機械器具製造業では(労働者側反対)、輸送用機械器具製造業(全会一致)となっております。

資料5は、特定(産業別)最低賃金を含む三重県内における最低賃金の一覧表でございます。

三重県におきましては、今年の10月1日から地域別最低賃金と7業種の特定最低賃金が定められておりますが、「ガラス・同製品製造業」「鋳鉄铸件、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業」「電線・ケーブル製造業」「洋食器・刃物・手工具・金物類製造業」「一般機械器具製造業」「電気機械器具製造業」は、三重県最低賃金の時間額が、これらの特定最低賃金額を上回ったため、設定はされておりますが、三重県最低賃金が適用となるため、注釈のみの表記とさせていただきます。

資料 10 をご覧ください。資料 10 は、求人倍率関係の資料となっています。

直近の有効求人倍率は、7 月内容で、1.27 倍、三重の順位は全国 27 位、全国の平均が 1.29 倍となっております。

続きまして、資料 11、12、13 に、今年度の 2 回本審の資料でもお付けしております「産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移（三重県）」、「鉱工業生産指数の推移（季節調整済指数）・在庫指数の推移」、「労働経済指標の推移」を資料としてお示しさせていただきました。内「鉱工業生産指数の推移（季節調整済指数）・在庫指数の推移」と「労働経済指標の推移」については、最新の令和 5 年 6 月分、速報値の一部 7 月分まで追加して作成した表を付けさせていただいております。よろしくお願ひします。

(議 長)

はい、ありがとうございました。

本審以外の委員の皆様には初めて見ていただく資料だと思いますが、結構たくさんの資料があつて説明を受けたところでございます。

今の段階で何かご質問等ございましたら、お伺ひいたします。如何でしょうか。

よろしゅうございますか。

これらの資料はまた各審議の中でご利用いただければと思っております。

ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、「専門部会における審議日程の調整」になります。事務局の方で説明をお願いいたします。

(指導官)

はい、お手元に「特定（産業別）最低賃金専門部会日程調整表（案）」を用意させていただきました。

なお、時間設定は、基本的には、午前は 10 時から、午後は 1 時 30 分からということになります。

部会長が出席、かつ、可能な限り公労使委員が出席できるように、提案をさせていただける日を考えさせていただきました。

具体的な提案日程としては、

電線・ケーブル製造業は、

2 回目・・・10 月 6 日（金）午後

3 回目・・・10 月 10 日（火）午後

予備日・・・10 月 17 日（火）午後

電気機械器具製造業は、

2 回目・・・10 月 2 日（月）午後

3 回目・・・10 月 12 日（木）午前

予備日・・・10 月 18 日（水）午前

輸送用機械器具製造業は、

2回目・・・10月4日（水）午前

3回目・・・10月11日（水）午前

予備日・・・10月18日（水）午後

となりますが、委員の皆様のご都合も新たに変わっている可能性もあろうかと思っておりますので、一つの案としてご検討をいただければということで考えております。

なお、この際、複数の部会を担当されている委員の方もおられます。他の部会と重ならないように考えました。

最初に申しましたように、10月23日（月）午前10時から本審の開催を考えておりますので、それに間に合うような形になるようご配慮いただきますようお願いいたします。

（議長）

はい、ありがとうございます。では、ただいまより日程調整の方に移らせていただきたいと思っております。各専門部会の委員の間で、事務局から提案されました日程について再度ご検討いただきたいと思っております。

各部長におかれましては、日程調整の調整役をお願いしたいと思っております。

決まりましたら最終的に事務局の方へ部長からご報告をお願いしたいと思います。

事務局の方から、各部会の検討場所の説明をお願いします。

（指導官）

電線・ケーブル製造業は、労側委員席に、電気機械器具製造業は、使側委員席に、輸送用機械器具製造業は、労側委員席に、交互にお集まりいただく形です。公労使で最終日程調整をよろしくお願いいたします。

日程調整を終えましたら事務局の方へ結果をご報告していただきたいと思っております。

— 日程調整 —

（指導官）

それぞれの専門部会で日程調整をしていただきましたので、その結果をご報告させていただきます。

電線・ケーブル製造業は、

2回目・・・10月6日（金）午後1時30分

3回目・・・10月12日（木）午後1時30分

予備日・・・10月17日（火）午後1時30分

電気機械器具製造業は、

2回目・・・10月2日（月）午後1時30分

3回目・・・10月12日（木）午前10時
予備日・・・10月18日（水）午前10時

輸送用機械器具製造業は、

2回目・・・10月4日（水）午前10時

3回目・・・10月11日（水）午前10時

予備日・・・10月18日（水）午後1時30分

ということで、調整をしていただきましたので、よろしくお願いたします。

（議長）

はい、只今報告のありましたように皆様のご意見も色々あろうかと思えますけども日程調整させていただきました。これで進めさせていただきますのでよろしくお願いたします。

— は い —

（指導官）

それでは、お手数ですが、調整後の日程に修正をお願いします。

今後開催の第2回～4回の各専門部会、10月23日（月）開催予定の本審につきましては、後日、委員各位に開催通知文を郵送させていただきますのでよろしくお願いたします。

（議長）

第2回、第3回、それと予備日として第4回ということで進めていただきたいと思います。

それぞれの専門部会で事情がありましようから、この後のことは、各専門部会でご審議して決めていただけたらと思います。時間的制約もありますので、10月23日に答申できるようによろしくお願いたします。

本日予定されておりました議題は以上でございます。

先程日程調整をしていただきまして限られた日程の中で、皆様お集まりいただきましてご審議を進めていただくこととなります。

それぞれ各業界を代表する皆様でございますので、それぞれのお立場があるでしょうけれども、各業界の代表としてのイニシアティブをとっていただきまして、業界のために熱心な審議を尽くしていただきたいと思います。

そして、できれば労使一致の結論が出ることを期待しておるところでございます。

専門部会というものは部会が終わりましたら自動的に廃止という形になってしまいます。

皆様一同にお集まりいただく機会は、本日限りとなります。各専門部会におかれまして慎重な審議・熱心な審議を最後までよろしくお願いたします。

これもちまして本日の合同部会形式の専門部会を終了させていただきます。
最後までありがとうございました。

以上